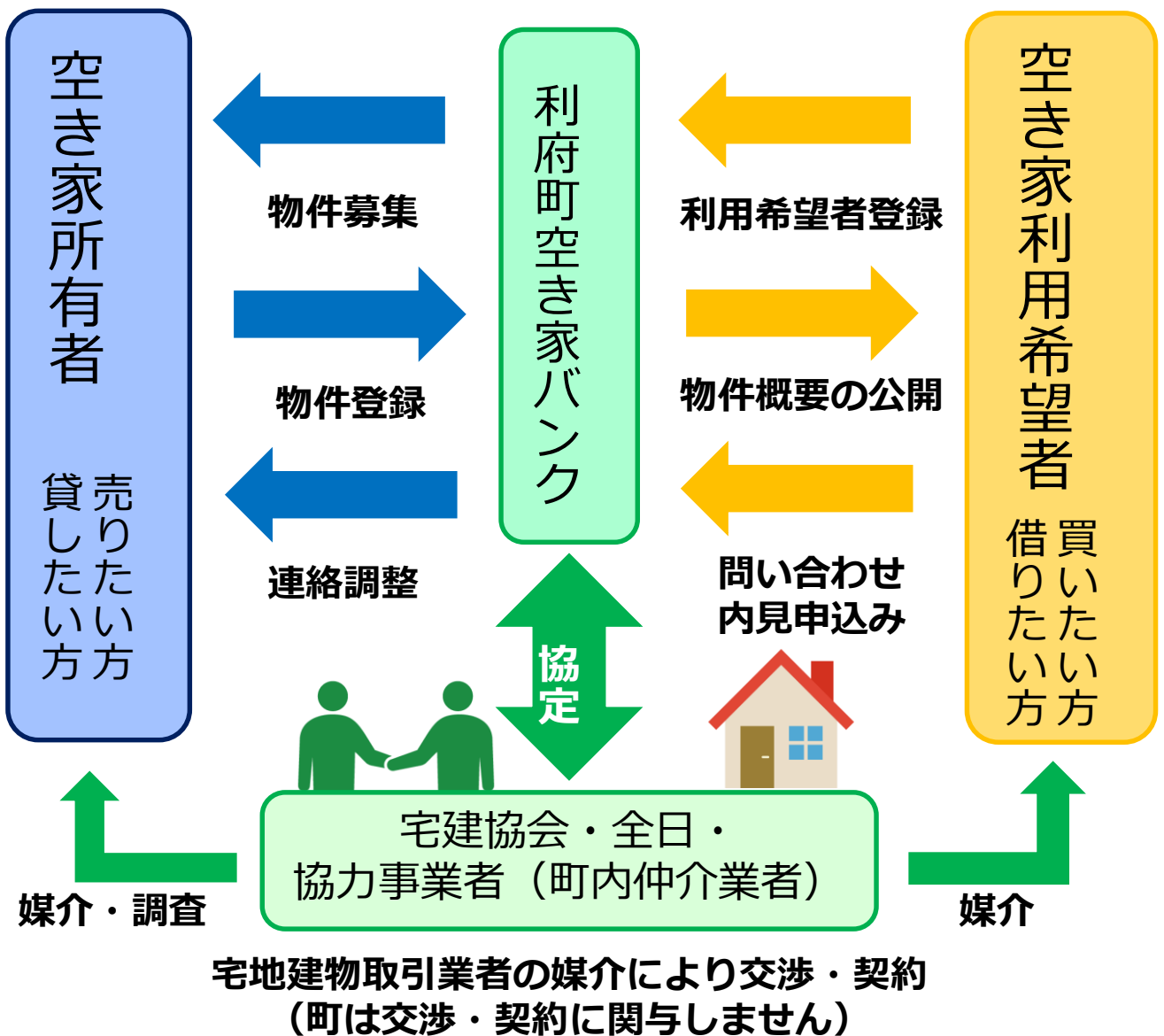


<<利府町空き家バンク概要>>

「利府町空き家バンク」制度では、町内における空き家の有効活用を通じて、移住・定住を進め、地域活性化を図るものです。空き家の有効活用のため、空き家の所有者から集めた空き家情報をウェブサイト等で広く公開し、空き家所有者（売りたい・貸したい人）や空き家利用希望者（買いたい・借りたい人）とのマッチングを進めています。

本事業の登録事業者は、利府町と協定を結んでいる（公社）宮城県宅地建物取引業協会または（公社）全日本不動産協会宮城県本部に加盟している、町内の宅地建物取引事業者のため、安心してご相談いただけます。

利府町空き家バンクのフロー図



～登録手続きの流れ～

空き家等の所有者（売りたい人・貸したい人）

- ①物件登録申請書を町に提出
- ②登録事業者より現地調査の連絡
- ③所有者等立ち合いのもと、登録事業者において現地調査の実施
- ④町から物件登録申請調査結果通知書を送付
- ⑤物件登録完了

買いたい人・借りたい人

- ①利用希望者登録申請書を町に提出
- ②町から登録申請の結果を通知
- ③担当している登録事業者に物件の内覧等申し込み
- ④現地内覧
- ⑤担当している登録事業者と媒介契約の締結



事業者登録希望者

利府町空き家バンクに登録ができる事業者は、宮城県宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会宮城県本部の会員となります。

- ①登録事業者登録申請書を町に提出
- ②町から登録結果の通知

【役割】

①現地調査

所有者等により物件登録申請があった場合、所有者等と日程調整を行い、現地調査を実施。現地調査の結果を町へ報告していただきます。

②媒介契約締結

空き家所有者等及び利用希望者と媒介契約の締結。媒介契約の結果を町へ報告していただきます。

③物件内覧等への対応

利用希望者より登録物件の内覧等の申し込みがあった際ご対応いただきます。

※町は交渉・契約に関与しませんので、交渉、媒介契約等に係る紛争等が発生した場合は、所有者等において解決してください。

利府町町民生活部 生活環境課 環境衛生係

☎022-767-2119/FAX022-767-2105

E-mail : kanky@rifu-cho.com

利府町ホームページ 